

○入間市体育施設設置及び管理条例

昭和55年12月24日

条例第43号

注 平成3年12月から改正経過を注記した。

(目的及び設置)

第1条 市民が健康で文化的な生活を営むことを目的とし、自主的なスポーツ活動を推進するとともに、市民の体育の振興を図るため、体育施設を設置する。

(平18条例51・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市市民体育館	入間市豊岡四丁目2番1号
入間市武道館	入間市鍵山三丁目10番20号
入間市運動公園	入間市豊岡四丁目2番1号
黒須市民運動場	入間市春日町一丁目及び二丁目地内
西武市民運動場	入間市大字野田字丸山地内
中央公園	入間市大字扇町屋1250番地1

(平3条例42・平18条例51・平27条例16・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、体育施設（西武市民運動場を除く体育施設をいう。次条において同じ。）の管理を行わせるものとする。

(平17条例38・追加、平18条例51・旧第5条の2繰上、平28条例27・旧第4条繰上・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 体育施設の使用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の維持管理に関する業務
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例38・追加、平18条例51・旧第5条の3繰上、平28条例27・

（旧第5条繰上・一部改正）

（体育施設）

第5条 体育施設の種別は、別表第1のとおりとする。

2 体育施設の使用期間及び時間は、別表第2のとおりとする。

（平8条例13・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第6条繰上）

（休館日）

第6条 入間市市民体育館及び入間市武道館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

2 指定管理者は、前項に規定する休館日のほか、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（平3条例42・平8条例13・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第7条繰上・一部改正）

（使用の許可）

第7条 体育施設及び附属設備（以下「体育施設等」という。）を使用しようとする者は、西武市民運動場にあつては市長、その他の体育施設にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、前項の許可をする場合において、体育施設等の管理上必要な条件を付付することができる。

（平3条例42・平8条例31・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第8条繰上・一部改正）

（許可の制限）

第8条 市長又は指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、体育施設等の使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 体育施設等を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めたとき。

（平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第9条繰上・一部改正）

（行為の禁止）

第9条 体育施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体育施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を伐採又は採取すること。

- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等の乗り入れ又は駐車すること。

(平8条例13・一部改正、平28条例27・旧第10条繰上)

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設等を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平28条例27・旧第11条繰上)

(使用権の取消し等)

第11条 市長又は指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するとき又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) この条例等の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用条件の許可に違反したとき。
- (4) その他市長が緊急に使用を必要とするとき。

(平8条例13・平8条例31・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第12条繰上)

(有料の体育施設及び使用料)

第12条 有料の体育施設及びその使用料は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、規則で定める。
- 3 使用料は、使用の許可を受けた際納入するものとする。

(平3条例42・平8条例13・平17条例38・平27条例16・一部改正、平28条例27・旧第13条繰上・一部改正)

(使用料の減免)

第13条 市長は、使用者が体育施設等を公用又は公共用の事業の用に供するため使用する場合で、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平7条例10・一部改正、平28条例27・旧第14条繰上)

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 体育施設等の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、体育施設等を使用することができないとき。

(平8条例13・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第15条繰上)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、体育施設等の使用が終わつたときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長又は指定管理者は原状に復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第16条繰上・一部改正)

(損害賠償の義務)

第16条 使用者又は入場者は、故意若しくは過失により体育施設等を破損又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平8条例31・平17条例38・一部改正、平28条例27・旧第17条繰上)

(目的外使用)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、次に掲げる行為については、業務に支障がない限り体育施設等の全部又は一部を目的外に使用させることができる。

- (1) 飲食物その他物品を販売するため、売店又は立売をすること。
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、体育施設等の全部又は一部を独占し使用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) その他市長が認めたもの

2 前項の目的外に使用する使用料は、次のとおりとする。

- (1) 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有する個人、法人、

団体等が使用しようとするときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の2倍の金額

(2) 前号に規定する以外のものが使用しようとするときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の3倍の金額

3 入場料等を徴収して専用する場合の使用料は、次のとおりとする。

(1) 体育競技を行うときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の3倍の金額

(2) その他のときは、別表第3又は別表第4に規定する使用料の5倍の金額

4 前二項に掲げるもの以外の使用料は、別に定める。

(平8条例13・平8条例31・平18条例49・平27条例16・一部改正、平28条例27・旧第18条繰上・一部改正、平31条例4・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(平17条例38・旧第20条繰上、平28条例27・旧第19条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(入間市体育場設置および管理条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 入間市体育場設置および管理条例（昭和46年条例第40号）

(2) 入間市運動公園設置及び管理条例（昭和52年条例第15号）

(3) 入間市民運動場設置及び管理条例（昭和55年条例第13号）

(経過措置)

3 この条例施行の際、入間市体育場設置および管理条例、入間市運動公園設置及び管理条例並びに入間市民運動場設置及び管理条例の規定に基づいて申請し、又は許可を受けた者は、それぞれこの条例の規定により申請し、又は許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和56年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第32号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第42号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第30号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第39号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第10号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第13号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第31号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第2項第1号及び別表第3備考の改正規定は、平成8年11月1日から施行する。

2 改正後の第18条第2項第1号及び別表第3備考の規定は、平成8年11月1日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第38号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の入間市スポーツ総合センター並びに体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の入間市スポーツ総合センター並びに体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成18年条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第5条の規

定は公布の日から、第10条から第17条までの規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号の規定により同法第238条の4の改正規定の施行期日として政令で定める日から施行する。

附 則（平成18年条例第51号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第24号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 中央公園の体育施設の使用料について、第1条の規定による改正後の入間市体育施設設置及び管理条例（以下「新体育施設条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(入間市体育施設設置及び管理条例の改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前に第21条の規定による改正前の入間市体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の入間市体育施設設置及び管理条例の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成31年条例第4号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成31年4月1日以後に使用又は利用の申請のあったものについて適用し、同日前に使用又は利用の申請のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第28号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表第1（第5条関係）

（平3条例42・平4条例39・平7条例10・平8条例13・平17条例38・
平27条例16・平28条例27・令4条例28・一部改正）

体育施設

施設名	種別
入間市市民体育館	主競技場 多目的室(A) 多目的室(B) 卓球場 弓道場 トレーニング室
入間市武道館	第1道場（柔道場） 第2道場（剣道場） 弓道場
入間市運動公園	テニスコート 陸上競技場（ソフトボール場） 50メートルプール 児童プール 土俵
黒須市民運動場	ソフトボール場 野球場 サッカー場 テニスコート
西武市民運動場	ソフトボール場 テニスコート
中央公園	野球場 テニスコート

別表第2（第5条関係）

（平8条例13・追加、平27条例16・平28条例27・令4条例28・一部改
正）

体育施設の使用期間及び時間

施設名	期間	時間
入間市市民体育館	4月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後9時30分まで
入間市武道館	4月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後9時30分まで
入間市運動公園	テニスコート	4月1日から翌年の3月31日まで
	陸上競技場	
	プール	7月1日から9月30日まで
	土俵	4月1日から翌年の3月31日まで
黒須市民運動場	4月1日から翌年の3月31日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
西武市民運動場		
中央公園	野球場	3月1日から11月30日まで
	テニスコート	4月1日から翌年の3月31日まで

備考 施設管理の都合により、使用期間及び時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

別表第3（第12条関係）

（平3条例42・全改、平4条例39・平7条例10・一部改正、平8条例13・
旧別表第2繰下・一部改正、平8条例31・平21条例24・平27条例16・平
28条例27・平31条例4・令4条例28・一部改正）

体育施設（中央公園を除く。）の使用料

施設名	専用使用				
	使用区分 種別	午前	午後	夜間	全日
入間市市民体育館	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	
入間市武道館					

育館						分
主競技場	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	一般・学生	円 4,000	円 6,000	円 8,000	円 18,000
		児童・生徒	2,000	3,000	4,000	9,000
	その他の場合	平日	8,000	12,000	16,000	36,000
		土・日曜日	12,000	18,000	24,000	54,000
		休日				
多目的室(A)	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
多目的室(B)	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
弓道場	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
卓球場	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
トレーニング室	一般・学生	1,000	1,500	2,000	4,500	
	児童・生徒	500	700	1,000	2,200	
会議室		(1時間につき) 200円				
役員室		(1時間につき) 100円				
個人使用						
種別		使用料				
一般・学生		(1回につき) 200円				
児童・生徒		(1回につき) 100円				
入間市武道館	専用使用					
	使用区分 種別	午前	午後	夜間	全日	
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	

第1 道場 (柔 道 場)	アマチュアの武 道、スポーツ及 びレクリエーシ ョンに使用する 場合	一般・学生	円 3,600	円 4,800	円 6,000	円 14,400	
		児童・生徒	1,800	2,400	3,000	7,200	
		その他の場合	平日 10,800 休日	9,600 14,400	12,000 18,000	28,800 43,200	
	アマチュアの武 道、スポーツ及 びレクリエーシ ョンに使用する 場合	一般・学生	4,500	6,000	7,500	18,000	
		児童・生徒	2,250	3,000	3,750	9,000	
		その他の場合	平日 13,500 休日	9,000 18,000	12,000 22,500	36,000 54,000	
	弓道場	一般・学生	1,800	2,400	3,000	7,200	
		児童・生徒	900	1,200	1,500	3,600	
第1会議室		(1時間につき) 200円					
第2会議室		(1時間につき) 200円					
第1役員室		(1時間につき) 100円					
第2役員室		(1時間につき) 100円					
個人使用							
種別		使用料					
一般・学生		(1回につき) 200円					
児童・生徒		(1回につき) 100円					
入間 市運 動公 園	種別	使用区分	1時間	2時間	半日	1日	
		午前8時30分 ～1時間単位 とする。	午前8時30分 ～2時間単位 とする。	(午前8時30 分～午後零 時30分)	午前8時30 分～午後4 時30分		

				(午後零時 30分～午後4 時30分)	
テニスコート (1面につき)	一般・学生	300円	600円	1,200円	2,400円
	児童・生徒	150	300	600	1,200
陸上競技場	陸上競技一般・学生		600	1,200	2,400
		児童・生徒	300	600	1,200
ソフトボーラー (1面につき)	一般・学生		300	600	1,200
		児童・生徒	150	300	600
プール	一般・学生	(1人1回につき)	300円		
		生徒	(1人1回につき)	200円	
		児童	(1人1回につき)	100円	

備考

- 1 市民体育館の主競技場の専用使用は、全面、2分の1又は4分の1の単位として行い、その専用使用料は、規定使用料の全額から4分の1に相当する額とする。
- 2 武道館の道場の専用使用は、全面、3分の2又は3分の1の単位として行い、その専用使用料は、規定使用料の全額から3分の1に相当する額とする。
- 3 上記1及び2以外の使用については、当該競技ができる範囲で使用し、その使用料は個人使用料の額とする。
- 4 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。ただし、プールの使用料は除く。

別表第4 (第12条関係)

(平27条例16・追加、平28条例27・平31条例4・令4条例28・一部改正)

中央公園の使用料

1 野球場

(1) 野球場使用料

使用区分	平日		土・日曜日・休日	
	半日	1日	半日	1日

種別	(午前8時30分～午後零時30分)	午前8時30分～午後4時30分	(午前8時30分～午後零時30分)	(午前8時30分～午後4時30分)
	(午後零時30分～午後4時30分)		(午後零時30分～午後4時30分)	
アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	700円	1,400円	1,000円	2,000円
その他の場合	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円

備考

- ア 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有する児童及び生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。
- イ 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。
- ウ 野球場を練習のため使用する場合は、10人以上の人員でなければならない。

(2) 附帯設備使用料

電気設備 1回につき 500円

2 テニスコート

種別	1時間	2時間	半日	1日	夜間
	午前8時30分～1時間単位とする。	午前8時30分～2時間単位とする。	(午前8時30分～午後零時30分) (午後零時30分～午後4時30分)	午前8時30分～午後4時30分	午後5時～1時間単位とする。
テニスコート (1面につき)	300円	600円	1,200円	2,400円	300円
夜間照明 (1面につき)	点灯1時間につき300円				

備考

ア 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有する児童及び
生徒が使用する場合の使用料は、規定使用料の半額とする。

イ 市内又は所沢市、飯能市、狭山市若しくは日高市の区域内に住所を有しない個人、
法人、団体等の使用料は、規定使用料の倍額とする。